## 指定事項の変更時等に提出する書類(変更してから30日以内(再開時は10日以内に届出が必要))

法人事業者	(様式第10)指定事項変更届出書	為(原本証明明記)定款若しくは寄附行	登記簿の謄本	誓約書(様式第2)	事業者証	術者免状の写し給水装置工事主任技	書(様式第3)術者選任・解任届出給水装置工事主任技	(様式第11) 出書 出書 指定給水装置事業者
事業者の名称変更※	0	0	0	0	0			
事業者の所在地変更	0	0	0	0	0			
事業者の電話番号変更	0							
代表者の氏名変更	0	0	0	0	0			
役員の氏名変更	0		0					
新たな役員の就任	0		0	0				
役員の役職変更	0		0					
役員の解任	0		0					
事業所の名称変更	0							
事業所の所在地変更	0							
事業所の電話番号変更	0							
新規事業所の追加	0					0	0	
事業の廃止・休止・再開					0			0
給水装置工事主任技術者 の選任・解任						〇 (選任時)	0	
給水装置工事主任技術者 の免状の交付番号変更	0					0		
給水装置工事主任技術者 の氏名変更(婚姻・改名)	0					0		
給水装置工事主任技術者 の免状の交付番号変更	0					0		

個人事業者	(様式第10) 指定事項変更届出書	誓約書(様式第2)	事業者証	術者免状の写し給水装置工事主任技	書(様式第3) 術者選任・解任届出給水装置工事主任技	(様式第11) 出書 ・休止・再開届 指定給水装置事業者
事業者の名称変更※	0	0	0			
事業者の所在地変更	0	0	0			
事業者の電話番号変更	0					
代表者の氏名変更(婚姻・改 名)	0	0	0			
事業所の名称変更	0					
事業所の所在地変更	0					
事業所の電話番号変更	0					
新規事業所の追加	0			0	0	
事業の廃止・休止・再開			0			0
給水装置工事主任技術者の 選任・解任				〇 (選任時)	0	
給水装置工事主任技術者の 氏名変更(婚姻・改名)	0			0		
給水装置工事主任技術者の 免状の交付番号変更	0			0		

※法人・個人を問わず、事業者の継承は、「廃止」と「新規申請」の手続きとなります。「指 定事項の変更」ではありませんのでご注意ください。

(例:個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡等)

※法人の組織変更(有限会社→株式会社)の場合は、「指定事項の変更」となります。(同 一の法人番号である)

不明な点は水道業務課(Tel:0544-22-1177)へお問い合わせください。